

令和 7 年 度 (2025 年 度)

松本市職員採用資格試験要綱【11月試験】

< 試験会場方式 >

この試験は、松本市職員の採用候補者を決定するために行うものです。

申込受付期間	10月1日(水) ~ 10月29日(水) 【最終日 17:00まで】		
1次試験日	11月9日(日)	会 場	勤労者福祉センター

1 試験の種類、区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
大学卒業程度	行政B (既卒)	15名程度	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ、既に大学等を卒業し、大学卒業程度の学力を有する人【満22歳から満35歳まで】
	行政C (小論文)		【小論文試験枠】平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、 <u>同一の民間企業等(非常勤含む)に3年以上継続する勤務経験のある人又は令和8年3月31日時点で3年以上継続する勤務経験が見込まれる人</u> 【満25歳から満35歳まで】 専門試験免除、小論文実施
	行政E (障がい)		【障がい者枠】平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、次の要件を満たす人【満22歳から満35歳まで】 ・事務職として職務の遂行が可能であること ・活字印刷文による出題(筆記試験)に対応できること
	行政G (セカンドキャリア)		【セカンドキャリア枠】昭和55年4月2日から平成2年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人【満36歳から満45歳までの方】

1 既に今年度受験をしている方について、同一年度中に同一の試験の種類の再度の受験はできません。

2 【 】内の年齢は参考ですので、受験資格の有無については、必ず生年月日でご確認ください。

日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除きます。)

住所制限はありません。採用後松本市へ通勤可能であれば結構です。

なお、松本市役所ではエコ通勤に取り組んでいるため、採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますので、予めご承知おきください。

次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条欠格条項)

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 松本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【次項へ続く】

2 試験の方法

第1次試験

【全試験区分共通】

試験の種目	出題分野
教養試験(BEST) 択一式 60題 試験時間 60分	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題

第2次試験

第2次試験 (第1次試験合格者対象)	動画面接	人柄、性向等についての面接、適性判断 (1分程度の自撮り動画を2次試験前に登録)
	第2次面接試験 (個別面接)	人柄、性向等についての面接

【専門試験等】

試験区分	試験の種目	出題分野
大学卒業程度	行政B (小論文試験枠) 専門試験 択一式 40題 試験時間 120分	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
	行政C (小論文試験枠) 小論文試験 記述式 800字以内 試験時間 60分	課題に対するの論述試験 専門試験は免除
	行政E (障がい者枠) 専門試験 択一式 40題 試験時間 120分	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
	行政G (セカンドキャリア枠) 事務適性検査 択一式 100題 検査時間 10分	事務職員としての適応性を、正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの

第3次試験

第3次試験 (第2次試験合格者対象)	第3次面接試験(個別面接) 資格審査	人柄、性向等についての面接
-----------------------	-----------------------	---------------

3 試験日時、試験会場及び合格発表

第1次試験

日 時	11月9日(日)	受付 午前 9時20分～10時00分
試験会場	松本市勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26 専用の駐車場は確保しておりませんので公共交通機関等での来場にご協力ください。	
合格発表	11月下旬予定 受験者全員に合否の結果をメールでお知らせするほか、合格者受験番号を市役所正面掲示板に掲示するとともに、発表日の午後に松本市公式ホームページに掲載します。	

第2次試験(詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。)

日時・会場等	11月下旬予定
合格発表	12月上旬予定

第3次試験(詳細は、第2次試験合格者に対し、別途お知らせします。)

日時・会場等	12月中旬予定
合格発表	12月下旬予定

第1次試験から第3次試験まで、いずれの試験も受験者の成績が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとすることがあります。

4 受験手続等

受付期間 令和7年10月1日(水)から10月29日(水) 17:00まで

申込手続等

松本市ホームページのリンクからインターネット経由で、お申し込みください。

□ 松本市ホームページ

令和7年度(2025年度)採用予定の松本市職員採用資格試験【11月試験】

(基本情報 > 職員人事・採用 > 採用情報でも検索できます)



なお、インターネットによる申し込みができない場合は、お早めに人事課へご相談ください(平日の午前8時30分から午後5時15分までの間)。また、申し込み期限を過ぎた場合は、事情を問わず(ただし、松本市側のシステム等の不具合を除く)申し込みは受け付けませんので、余裕を持ってお申し込みください。

申込方法

インターネット(スマートフォン、PC、タブレット端末)からお申し込みください。

事前に証明写真データ(上半身、無帽・無マスク、正面)をご用意ください。

志望動機(300字以内) やってみたい仕事(300字以内) 仕事上最も大切にしたいこと(300字以内)など、回答に時間のかかる項目もございますので、お時間のある時にご準備の上、お申し込みください。

履歴書等の紙ベースでの書類の郵送や提出は不要です。

5 採 用

最終合格者は、松本市職員採用候補者名簿に登載し、令和8年4月1日以降順次採用する予定です。

資格・試験等を必要とする試験区分で、資格取得ができなかった場合、あるいは必要な経験を満たしていなかった場合は採用候補者名簿から抹消します。

採用候補者名簿の有効期間は、令和9年(2027年)3月31日までです。過去の例によると、名簿登載者は本人辞退の場合を除いて全員採用されています。

採用後、行政需要の変化等により、試験区分と異なる業務に従事していただくこともあります。

6 給 与

初任給(月額)は下記のとおりですが、採用時までに改定等があった場合はそれによります。

ア 大学卒業程度(新規大学卒業者) 220,000円

前歴のある方は、規定により前歴調整を行います。

各種手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。(地域手当3%など)

7 試験区分による主な職務内容

試験区分	主な勤務予定部署	主な職務内容
行 政	市役所全課	各分野における業務全般

8 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

「公権力の行使」に該当しない職務と該当する職務の代表例は次のとおりです。

該 当 し な い 職 務 (外国籍職員が担当できる職務)	該 当 す る 職 務 (外国籍職員が担当できない職務)
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、会計、社会・学校教育、市道の設計・工事監理、市営住宅の設計・工事監理等	税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画決定・立ち入り調査、違反建築物等に対する使用禁止命令

「公の意思の形成へ参画」する職は次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

9 その他

松本市は時代の変化を見据え、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる職員を求めています。

- ・ 変化する社会状況の中で積極性・柔軟性・実行力を持ち挑戦と改革を続ける職員
 - ・ 専門的な知識を持ち、課題設定・解決力や創造力を発揮できる職員
 - ・ 互いを認め合い、高め合いながら組織力の向上に貢献できる職員
 - ・ 市民が豊かさと幸せを感じ続けられるよう考え行動できる職員
- 次に該当するような方は是非積極的にご応募ください。
- ・ 地域づくり活動やスポーツ・文化・芸術サークル活動等において中心的・指導的立場で活躍した実績がある方
 - ・ 外国語（特に中国語・英語・ポルトガル語）に堪能な方
 - ・ 主任ケアマネジャー、認定心理士、司書等の資格を有する方

10 試験の問い合わせ

採用試験に関して不明な点は、松本市役所総務部人事課へ問い合わせてください。

電話：直通（０２６３）３４－３２７５ 代表（０２６３）３４－３０００（内線１１５３）

人事課人事担当メールアドレス：jinji@city.matsumoto.lg.jp

職員採用資格試験は、松本市民の貴重な税金を使って実施します。

試験を申し込まれる方は、**必ず受験をするようお願いいたします。**

松本市に就労の意志のない方、過去に試験を無断で欠席された方の受験は固くお断りします。